

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営の効率性及び透明性を向上させ、コンプライアンス遵守の経営を実施するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ること
で、企業価値の極大化を目指してまいります。コーポレート・ガバナンスの充実には、何より経営陣の意識が重要であると認識しており、経営陣自
らが規律ある行動を行うことで、良質な企業文化が構築されるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HIBC株式会社	4,899,200	16.34
株式会社電通デジタル・ホールディングス	4,899,000	16.34
BNYM TREATY DTT 10	1,504,600	5.01
海老根 智仁	1,436,900	4.79
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	1,214,000	4.04
野内 敦	870,000	2.90
小林 正樹	450,800	1.50
SMBC日興証券株式会社	449,100	1.49
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSONHHF SICAV	304,100	1.01
CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	272,870	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 上記大株主の状況は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 上記のほか、自己株式は4,140,000株あります。
- HIBC株式会社は、当社代表取締役社長CEO 鉢嶺登が全株式を所有する資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石崎 信明	他の会社の出身者											
呉 雅俊	他の会社の出身者											
山上 俊夫	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石崎 信明	○	○	——	中小企業診断士資格を持ち、財務及び会計に関する相当の知見を有し、また、経営コンサルタント経験も豊富であり、経営の客観性や中立の観点から、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物であると判断したため。なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
呉 雅俊	○	○	——	上場会社での取締役管理部長など歴任しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しており、経営の客観性や中立の観点から、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物であると判断したため。なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

山上 俊夫	○	○	——	弁護士であり、企業の監査や内部統制に関する知識も豊富であり、経営の客観性や中立の観点から、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物であると判断したため。なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
-------	---	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新** あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は、有限会社あずさ監査法人より随時監査に関する報告を受け、定期的な情報共有および意見交換を行っております。内部監査部門は、当社およびグループ会社の内部監査の結果に関して代表取締役以下関係役員に適時報告し、経営の信頼性確保に努めております。また、監査等委員とは定期的な会合の場を持ち、監査状況や監査結果、問題点等について報告し、緊密な連携を保っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 **更新** なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を拡大し継続的な事業発展を行うことを目的としており、各取締役の業績に対するコミットメントを強め、かつ、短期実績と長期的な強みの確立とのバランスをとるため、業績連動型報酬制度とストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上へのモチベーション維持・向上のため、ストックオプション制度を導入しております

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書、及び事業報告において、社内・社外取締役別に支給額総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)については、役位及び担当職位に応じた基本額に各期の業績に対する貢献度等を勘案した業績評価を加算して決定しており、取締役会の協議により決定しております。監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

監査等委員を補助すべき使用人(監査等委員会事務局)を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、取締役8名から構成されており、原則として月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催をしております。経営に関する特に重要な事項を協議・決定するほか、業務執行役を兼務する取締役からその執行状況の報告を受けております。また、業務執行に関する重要事項については、執行役員制度を導入し、事業毎に担当取締役、担当執行役員及び常勤監査等委員等で構成される経営協議会を設置、原則として月1回の開催と必要に応じた臨時開催により、機動的で迅速な意思決定を可能としています。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名から構成され、原則として月1回の開催と必要に応じた臨時開催により、監査の方針・計画・方法その他監査に関する重要な事項に関する意思決定のほか、取締役の職務執行状況の監査等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、平成28年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を一層高めてまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催2週間前発送を厳守し、発送時期の前倒しを心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施、決算の内容の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書や説明会資料、株主総会招集通知等の各種情報を公開しております。 当社IRサイト： http://www.opt.ne.jp/holding/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門にIR担当をおいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等を通じて、株主をはじめとするステークホルダーに対する情報提供を行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部門を掌管する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布を行うことなどにより、当社及び当社子会社の取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

(2)取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

(3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において「リスク管理基本方針」を制定し、管理部門を掌管する役員が中心となって役職者によって構成されるリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。リスク管理事務局は、適宜リスク管理の状況を経営会議及び取締役会へ報告しております。当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備しております。

(4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、事業計画を定め、会社として達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について審議及び決定を行っております。

(5)当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

(6)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。

(7)前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとしております。

(8)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員長に報告をするための体制

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役(監査等委員である取締役を除く)による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員長に報告することとしております。また、子会社の取締役及び監査役に対しては、当社の監査等委員長に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼす事実や不正行為、法令違反に対する相談を直接または間接的に報告出来る窓口を設置し、グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員長に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

(10)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。

(11)その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。代表取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(12)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で制定された「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項が定められた当社の規程及び規則において、反社会的勢力(犯罪対策関係会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。)との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

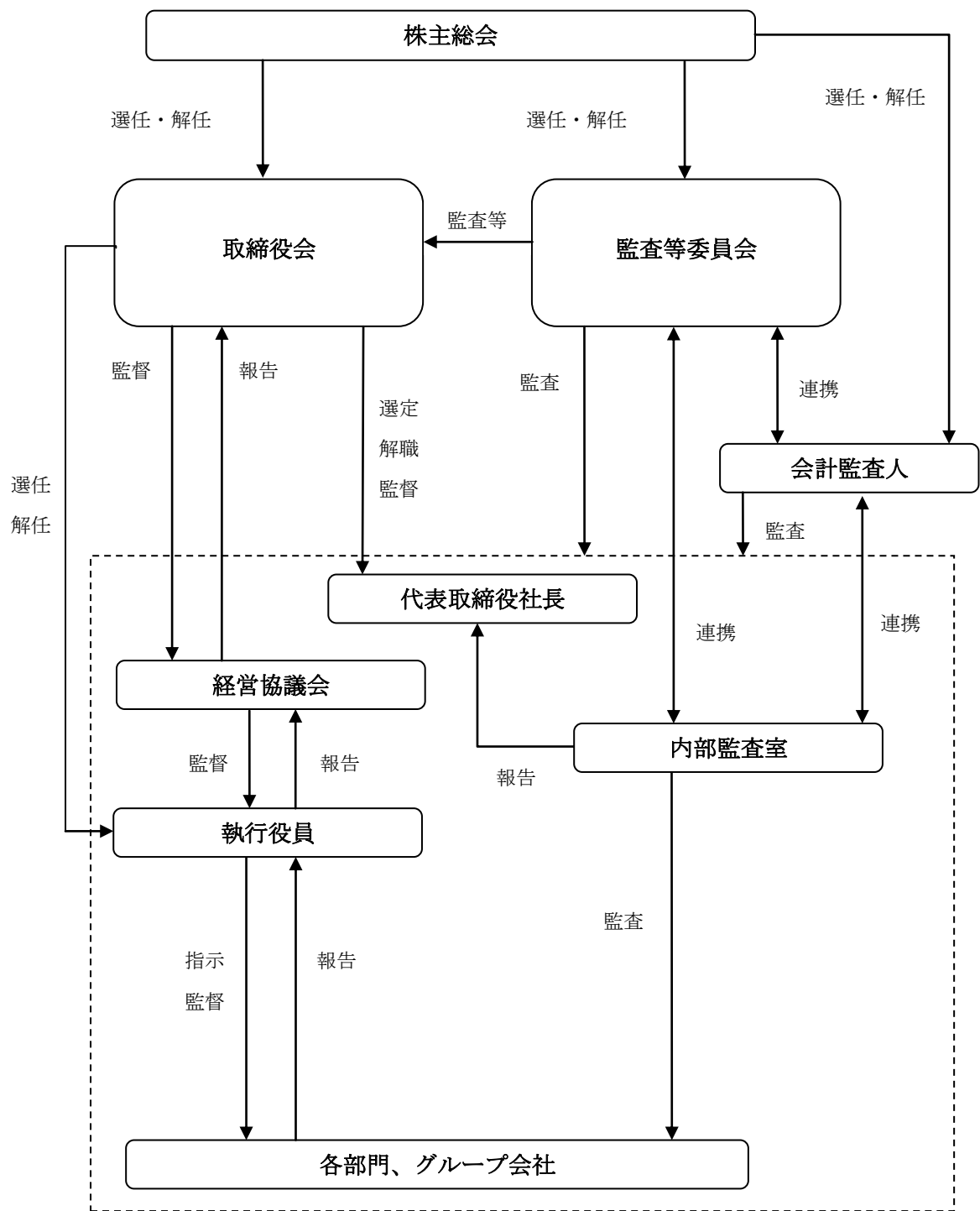
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス強化のため、独立組織である内部監査室を設置し、オプトホールディングおよびグループ会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会へ随時報告しています。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要】

